

年度計画及び年度評価廃止後の評価委員会の開催について

1 地方独立行政法人法（令和5年6月16日施行）の改正概要

- (1) 公立大学法人が策定する年度計画及び公立大学法人評価委員会による年度評価の廃止
- (2) (1)の実施にあたり、中期計画に中期目標を達成するためとるべき措置の実施状況に関する指標（「住民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標」及び「業務運営の改善及び効率化に関する目標」）を追加する必要がある。

2 法改正に伴う対応

- (1) 中期計画の進捗状況の確認方法について

<スケジュール（案）>

		第2期	第3期						第4期
		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
		6年目	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	1年目
評価委員会 (法定評価)	年度評価	○	○	(廃止)					
	見込評価						○		
	期間評価		○						○

評価委員会 開催予定回数	4回	2回	1回	1回	1回	3回	4回	2回
	年度評価 第3期中期目標策	年度評価 期間評価	進捗確認	進捗確認	進捗確認	見込評価 継続の検討	進捗確認 第4期中期目標策	期間評価

評価委員任期	~R7.12.18	R7.12.19~R9.12.18	R9.12.19~R11.12.18	R11.12.19~R13.12.18	R13.12.19~R15.12.18

- (2) 各評価要領について

要領	改廃内容		改廃時期
年度評価に係る実施要領	廃止	年度評価廃止に伴う廃止	令和8年度第2回評価委員会
見込評価に係る実施要領	改正	第3期中期目標・計画の項目に合わせて評価項目を改正	
期間評価に係る実施要領	改正		